

# 新潟民商

新潟民主商工会  
新潟市沼垂西3丁目  
電話 (243) 0141

22 年 1 月 31 日

## — 制度の活用で新型コロナウイルスの再拡大から商売を守るとともに、制度拡充を求める運動を広げよう —

### 事業復活支援金(1月31日申請開始)

**対象者** 新型コロナウイルスの影響で、売上が30%以下  
0%以上減少した事業者

**給付額** 上限額は下記の表の通り

**対象・基準月** 2021年11月  
〜2022年3月のいずれか1  
か月(対象月)を2018〜20  
21の同月(基準月)と比較。下  
記の表のとおり減少率によっ  
て上限額が変わる。

**主な必要書類** ①確定申告書 ②

対象月の売上台帳 ③履歴事項全  
部証明書(法人)、本人確認書類  
(個人) ④通帳 ⑤宣誓・同意書  
⑥基準月の売上に関する1取引  
分の請求書・領収書 ⑦基準月の  
売上が確認できる通帳 ⑧基準月  
の売上台帳 ※事業に通帳を使用  
しない場合は理由書を提出。一  
時・月次支援金受給者は⑥⑦⑧を  
省略。①〜⑧以外にも追加書類を求められる場  
合があります。

**申請の流れ** アカウントの登録 ↓ 書類準備 ↓  
事前確認登録機関に確認 ↓ 申請 ↓ 審査 ↓ 振  
込 ※一時・月次支援金の受給者は事前確認省略

### 時短協力金

**対象者** 飲食店営業許可を  
受けている事業者

**期間** 1月21日〜2月  
13日

**要件** 期間中、午前5時〜  
午後8時まで時短営業し、  
酒類の提供をしない事。認  
証店は午後9時までの営業  
で午後8時まで酒類の提供  
可能 ※これから認証申請  
を行う場合は申請日より認  
証店と同様の営業が可能  
**給付額** 下記の表の額。認証  
店はどちらか選択できる。

売上減少率	個人	法人		
		年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円超〜5億円	年間売上高 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%〜50%	30万円	60万円	90万円	150万円

①午前5時〜午後20時まで営業(酒類提供なし)

前年又は前々年度の1日当たりの売上高		
7万5000円以下	7万5000〜25万円以下	25万円以上
3万円/日	3〜10万円/日	10万円/日

②午前5時〜午後21時まで営業(酒類提供あり) ※認証店のみ

前年又は前々年度の1日当たりの売上高		
8万3333円以下	8万3333〜25万円以下	25万円以上
2万5000円/日	2万5千〜7万5千円/日	10万円/日

### 日程

- ・ 2月 1日 第6回常任理事会
- ・ 2月 4日 全国中小業者決起大会
- ・ 2月10日 全婦協 国会要請行動

### 相談会でお互いの商売の状況を交流 — 亀田支部・感染症対策相談会 —

亀田支部では21日に相談会を開催。相談会には4名  
が参加し、相談員として松本副会長も参加しました。

当日は国のまん延防止措置  
が始まった初日ということも  
あり、県の時短協力金と事業復  
活支援金について学び合い交  
流しました。



参加した飲食店の会員から  
は「こうなると思って17日から休業している」「昨年  
5月開業だが対象になるのか」など現状の交流や疑問な  
どが出し合われました。

また確定申告が近いこともあり記帳方法なども話題  
に。「自主計算ノートが使いやすい」「今年こそはパソコ  
ン記帳に挑戦したい」などの交流がすすみました。

### 民商共済会加入のみなさんへ 新型コロナウイルス感染症での共済会の対応について

新型コロナウイルス感染症対策の「まん延防止等重点措置」  
が21日から実施されました。県は飲食店に、20時ま  
たは21時までの営業時間の短縮を要請しています。全  
国的に感染者が増え、いつ自分も感染するのではないか  
と不安を抱えている方も多いと思います。そこで民商共  
済会が新型コロナウイルス感染症について、次のような対応を行  
っていることを再度お知らせします。

#### 入院見舞金について

入院ではなくホテルや自宅での療養となった場合に  
についても医師・公的機関(保健所、行政)などの証明(入  
院・療養期間が明記されているもの)がある場合、入院  
見舞金の対象とします。その際、証明書の写しの提出を  
お願いします。

#### 安静加療見舞金について

感染者との濃厚接触による医師からの指示による自  
宅待機となった場合、安静加療見舞金の対象となります。  
詳しくは、各支部の共済会役員または民商事務所まで  
お願いします。



### 申告準備会で納税者の権利を学ぶ 安易なデジタル化に怒りの声続出

1月20日、山潟支部は山潟会館にて申告準備学習会を開催しました。自主計算パンフを活用し、国民の権利を保障している憲法を基に、「納税すべき税額が、納税者のする申告により確定すると国税通則法で定められている」など、納税者の権利を学び合いました。

その後、自主計算ノートを使い、勘定科目の確認や集計作業、収支内訳書や申告書への転記などを学習。鰯淵さんからは経費となる支出についての質問や、前田支部役員からはインボイス制度の質問などが出されました。



また改正電子帳簿保存法の話では、政府が進めるデジタル化と税務調査効率化が目的で事務負担も増えることなどを学び、参加者から怒りの声が続出。町屋支部役員はポイント目的でのマイナンバーカード登録が税務行政に紐付けされる懸念を話していました。

各々、日々の自主計算活動の大切さを確認し合い、3・13統一行動に向けて士気を高めていました。



### 申告準備会、インボイス制度に続き 電子帳簿保存法に困惑

1月20日、石山支部は確定申告準備会をシルバーピア石山にて開催しました。

現在の税制、電子帳簿保存法、税務調査などについて自主計算パンフレットの読み合わせを行いました。

改正電子帳簿保存法は単に領収書・請求書をスキャナーなどで電子化して保存する事やPCで帳面をつけるという事だけに留まりません。これに対応した会計ソフトを使用し入力した仕訳は入力した日や変更した日なども記録されます。そして税務調査の際などではそれらの情報を提供しなければならず、税務調査の効率化とインボイスと併せて徴税の強化に繋がる事などを学習しました。電子帳簿について、参加者は何を質問していいかわからない様子。対応の難しさが実感されました。

インボイス制度の番号申請について、本格実施される2023年10月までに番号の交付を受ける場合は来年3月までに申請を出せば間に合います。取引先から番号を求められても申請を焦らず、よく考えてから決めるように注意を促しました。



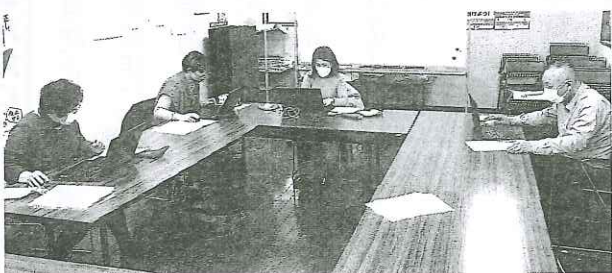
### みんなで楽しく教え合うパソコン学習会 「請求書を作りたい」など夢が膨らむ

大形支部では、毎月の記帳会で「記帳以外にもパソコンを活用したい」などの声が出され、1月からエクセル(表計算)の学習会を開催することとなりました。

20日の第1回目には4名が参加。北区のパソコン学習会で使われているテキストを基に学習会をすすめました。パソコンのそもそもの性能などを学習した後、いよいよ例題を使いながらの実践編。

「矢印を引いたら変な数字が出てきた!」「左右のボタンを間違えた」など悪戦苦闘しながらも、みんなで教え合いながら例題をなんとか完成させました。「パソコンで請求書を作りたい」「前年の決算の数字と今年の数字との比較ができる表を作りたい」など、実際に経験することで参加者の夢は膨らみます。

次のパソコン学習会は「請求書づくり」にチャレンジ。参加者は大事そうに今回の練習問題を保存し、次回の学習会には自宅で復習して臨む予定です。



経営対策部・青年部共催

## ビジネススキルアップセミナー 小規模事業者持続化補助金に向けた —第6回— 事業計画書作成会

3月18日(金) 19:00~20:30

会場: えんではよこごし

(江南区横越川根町3丁目1-48)

今回のビジネススキルアップセミナーは、前回に引き続き「小規模事業者持続化補助金」の申請に必要な「事業計画書」を参加者同士で意見交流しながら作成します。自信の事業計画を第三者から意見をもらうことで新たな発見があるかも知れません。

講師

山本 美幸さん

(ミシンの友愛)

「持続化補助金の獲得経験があり、作成のポイントを教えてください」